

長野県第13次鳥獣保護管理事業計画に係るパブリックコメントの実施結果について

1 募集期間 令和4年1月31日～3月1日

2 意見数 15件

番号	御意見等	県の考え方
1	<p>山や農地を削ってのソーラー設置禁止を保護管理事業計画に入れて欲しい。失った自然は簡単には取り戻せない。鳥獣が住みにくい場所＝同じ自然の中で生きる動物である人間にも生きにくい環境であることに早く気づいて欲しいです。</p>	<p>計画には明記しませんが、御意見を踏まえ、改正地球温暖化対策推進法に定める「促進区域」に県指定鳥獣保護区特別保護地区を含めない区域とするよう検討いたします。</p>
2	<p>産業用銃砲であるガス圧発射式の麻醉銃を使用して捕獲を行う場合の規定を分かりやすく規定してはどうでしょうか。</p> <p>(1) 麻醉銃について所持許可証のほか、人命救助等に従事する者届出済証等について説明や許可申請時の書類への記載方法などがあっても良いと思う。</p> <p>(2) 麻醉銃の許可捕獲に必要な狩猟免許はどれか。もしくは免許不要なのか。</p> <p>(3) p19 2-3 (1) ア (ア) b (a) 猟法の種類に応じた狩猟免許を有する者で…略…銃器を使用する場合は捕獲申請日前1か年間に狩猟者登録を受けていること。</p> <p>※ 数の調整や有害捕獲を専門・職業とする者は必ずしも狩猟を行うとは限らないので、配慮をお願いします。</p>	<p>(1) 御意見につきましては、今後の施策の参考とさせていただきます。</p> <p>(2) 法の規定はありませんが、安全確保の観点から第一種銃猟免許を所持していることが望ましいと考えます。</p> <p>(3) 保険加入の有無や技術の担保とする規定のため、本案のままさせていただきます。</p>

3	<p>「12cmククリ罟の規制」除外規定について指定管理鳥獣(イノシシやシカ)であれば捕獲目的を「数の調整」とすれば12センチ以上の罟でも使用できるとあるが、</p> <p>(1) そのククリ罟に指定管理鳥獣以外の例えばハクビシンやアライグマが捕獲された場合、違法罟となるため、それらを有害鳥獣による捕獲とすることができないのではないかと。</p> <p>(2) また、捕獲許可証や従事者証に12cm以上のククリ罟を使用できる旨を記載した方が良いのではないかと。</p>	<p>(1) 許可された鳥獣以外を捕獲した場合は、錯誤捕獲となります。</p> <p>(2) 御意見につきましては、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
4	<p>「なお今後、個体を傷つける可能性のある従来型のクマ檻は許可しない方向で、…後略」とあるが、その意味は十分理解しているが、ドラム缶式檻で捕獲が難しい個体もいるので、配慮規定をお願いしたい。</p>	<p>御意見を踏まえ、第二種特定鳥獣管理計画(第5期ツキノワグマ保護管理)と合わせた表記へ修正いたしました。</p>
5	<p>空気銃の使用に当たっての許可基準 サルの件で「銃に対する他の個体の警戒心が上がることをないよう実施方法について十分検討されたものであることを条件とする」とあるが、</p> <p>(1) 下記ツキノワグマの管理計画(案)の記述と同様に、ニホンザルの場合でも人との緊張感のある関係が望ましいとするならば、装薬銃や空気銃を問わず、銃すなわち人に対する警戒心の上昇は、追払いの面からも良い方向へ誘導できるのではないのでしょうか。</p> <p>ただし檻の捕獲が困難な群れの場合、麻酔銃や空気銃や散弾銃での捕獲や捕殺が難しくなると困るのも分かります。そのため、「銃に対する警戒心が上がること」自体が「悪いこと」であると誤解を招かない表現にしてはどうでしょうか。もしくは、警戒心の上昇で起こりうる問題点なども表記してはどうでしょうか。</p>	<p>(1) 部会の専門委員の御意見もいただきながら、次期ニホンザル管理計画策定の際の参考とさせていただきます。</p>

6	<p>複数個所に「銃器を使用する場合は捕獲申請日前1ヵ年に狩猟者登録を受けていること。」とあるが、「狩猟者登録または許可捕獲実施者」などと範囲を広げられないか。有害鳥獣捕獲や個体数調整を専門・職業（軽井沢町役場担当職員・アースワーム・ピッキオなど）とする者に配慮をお願いします。</p>	<p>保険加入の有無や技術の担保とする規定のため、本案のままとさせていただきます。</p>
7	<p>上記と同様に罟等の許可捕獲について罟の見回りを行う者についても、従事者証を発行できるのでしょうか。</p>	<p>計画に記載の要件を満たす場合は、従事者証を交付することができます。</p>
8	<p>現在、放射能の関係でジビエとして出荷ができない地域があるが、どのような状態なら出荷制限となるか、また、解除についての条件などの記載があってもいいのではないかと。</p>	<p>厚生労働省の定める「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」に基づき、対応してまいります。</p>
9	<p>外来鳥獣等 管理の考え方 人為的に海外から輸入されたにもかかわらず、被害が生じたからと言って積極的に狩猟及び捕獲をすることは、あまりに人間の身勝手であり、動物の命への配慮は全くされていないものと考えます。元は日本も大陸と繋がっており、後付けで外来種の特定をするのは難しいと思います、しかも、人間の持ち込んだものなのに増えたら外来種だから殺してしまう扱いは、種に対する差別と言えます。棲み分けを強化してなるべく被害が出ないような工夫をして、無闇に殺したりしないように考えて頂きたいと思います。</p>	<p>国の基本的な方針において、農林水産業又は生態系等に係る被害を及ぼす外来鳥獣については、被害防止を図るため、積極的な狩猟及び被害の防止の目的での捕獲を推進することとされていることから、本案のままとさせていただきます。</p>

<p>10</p>	<p>指定管理鳥獣 もともと動物の住処であった野山を人間が耕し農地にし、奪ってきたわけなので、山の住処を奪われ、食べる物がなくなって出てくるのは致し方ない事だと思います。彼等はただ生きていただけに過ぎません。被害が出たから数が増えたからと言って調整の名目で殺してしまうやり方は非人道的です、防御柵や電気柵を強化して棲み分けをはかり、人間の工夫でなるべく彼等が人間エリアに入らないように工夫して頂きたいと思います。柵のところに農作物を置いたら、被害が出なくなったという例も聞きました。無闇に簡単に殺してしまうのは恐ろしい事です。 ジビエなど地元産業に利用する目的でしょうか？目的は共存共生であるはずです、神聖な山を血で汚さないで下さい。山に棲む動物は、神聖な、崇高な存在である筈です。無闇に殺していいとは思えません。</p>	<p>指定管理鳥獣は、鳥獣保護管理法において、全国的に生息数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大している鳥獣であって、生活環境、農林水産業又は生態系に深刻な被害を及ぼす鳥獣のうち、集中的かつ広域的な管理を図る必要がある鳥獣とされており、現在はイノシシとニホンジカが指定されております。 長野県においても被害防止を図るため、引き続き捕獲対策等に取り組んでまいります。</p>
<p>11</p>	<p>免許を取らせる為の支援や、補助金を出して、狩猟者を増やす、残酷な狩猟を推進する、猟の時期を延長するなど、動物を利用する為、利益の為と言われても致し方なく、猟友会との癒着をも疑われかねません。 猟友会や狩猟家は、命を平気で殺し、彼等には莫大な報酬が支払われるとの事、その報酬には、県民の血税が使われます。その報酬目当てにゲーム感覚で狩猟をするケースもあると思います。</p>	<p>野生鳥獣の保護管理において欠くことのできない担い手である狩猟者については、高齢化及び減少が著しいことから、被害防止対策を継続して実施いくため、高度な捕獲技術を有した者の確保及び育成に取り組んでまいります。</p>

12	<p>鳥獣による農林水産業の被害～ 農作物への鳥の被害を防ぐために、畑に天井型防鳥ネットをかける生産者がいますが、その網に引っかかって、生き地獄の末、命を落とす野鳥が大量に発生しています。 引っかかって宙吊りになった状態で何日も放置されて苦しみがき、絡まるうちに脚を折り、例え外されたとしてもその脚では餌も取れず、生きていく事は出来ません。 生きたまま、他のフクロウやカラスに食べられる事もあります、動画では苦しみがく野鳥のそばで平然と作業する、生産者の様子も写っていました。 代替法として、畑に水平にかける直置き網であれば、鳥が絡まる事ありません、そのように、野鳥を傷付けず、命を奪わない網の使用を生産者に対して義務付けて下さい。県の方で支給して頂きたいと思えます。</p>	<p>御意見につきましては、関係部局とも共有の上、今後の施策の参考とさせていただきます。</p>
----	--	--

<p>13</p>	<p>その他特別な事由の場合 (1) 博物館、動物園 人に見られるために動物園の狭い空間に閉じ込められ、それがストレスとなり、常同行動を起こす動物も少なくありません。 動物にとっては虐待にも等しい環境です、動物はその生態のまま、自然に生きる権利があります、野生動物を捕まえてきて展示することはやめて頂きたいです。 (2) 愛玩の為の飼養の目的 野外で野鳥を観察できない高齢者等に対し自然と触れあう機会を～とありますが、なぜ高齢者を自然と触れ合わせる為に、わざわざ自然に生きている野鳥を捕まえ、閉じ込め、人間の愛玩用にしないでいいのか全く理解出来ません。野鳥の生態を全く無視した、人間側の勝手な都合で、野鳥には拷問に等しい事です。生き物の世話もままならない高齢者の慰みに野生の鳥を犠牲にするのは全く、双方にとりましても良い事と思えません。</p>	<p>該当部分は国の定める基本的な指針において明記されており、本案のままとさせていただきます。ただし、御意見のとおり鳥獣は本来自然のままに保護することが望ましいものでありますので、許可につきましては、十分な検討の上、適正な運用に努めてまいります。</p>
<p>14</p>	<p>鳥獣保護管理センター等の設置 計画なしとありますが、やはり、ボランティアに頼るものではなく、鳥獣保護センター等の施設や、専門のスタッフがいれば心強く、また、より多くの動物を収容できることと思いますので県の予算での設置を是非進めて下さい。</p>	<p>現時点でセンター等の設置計画はありませんので、本案のままとさせていただきます。</p>
<p>15</p>	<p>保護収容者が自主性に～ 県の予算からの支援をお願い致します。 個人での収容は、環境的にも金銭的にも限界があります。保護センターの設置と、バックアップをお願い致します。</p>	<p>傷病鳥獣救護は、もともと人道的な行為として行われてきており、生きものを大切に思う気持ちからなされてきた側面もある一方、鳥獣は、山野等にあつて、個体の生と死を繰り返しており、生態系は野生生物の生と死によって成り立ち、自然の傷病による鳥獣の死も生態系の重要な一要素であると考えておりますので、本案のままとさせていただきます。</p>